

1 改正経緯

近年、だれでもトイレに誰もが利用できる設備（オストメイト設備、ベビーベッド等）が集中した結果、利用が集中し不適正利用が課題となっている。この課題をうけ国土交通省は令和3年3月に「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正を行った。

国土交通省の改正をうけ、東京都は、「福祉のまちづくり条例」施行規則改正を令和3年10月29日に交付し、令和4年4月1日に施行予定である。このため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例規則においても、東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則と同様に改正する。

(1) 国土交通省「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正内容（国土交通省HPより抜粋）

1 経緯

国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置し、「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

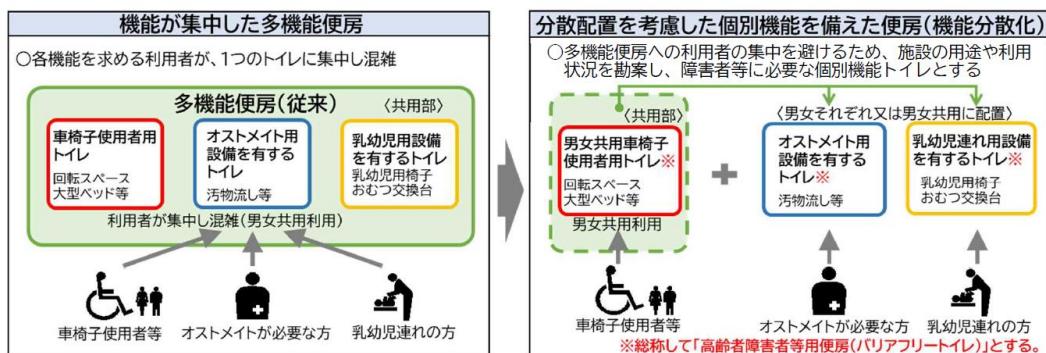
改正すべき内容の一つとして、「多機能便房」に利用が集中している実態があり、**機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し**等を行った。

2 改正概要

多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加

・高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実

＜各種便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進＞



■案内表示の方法

高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の表示は、「多機能」等誰でも使用できるような名称ではなく、**ピクトグラム等のみで表示する、**又は、機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、**主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う。**

■個別機能を備えた便房の表示例（男女共用便房）

（オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房）



国土交通省「高齢者・障害者等の円滑な移動等を配慮した建築設計標準」（令和3年3月改訂版抜粋）

(2) 東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則の改正内容（東京都福祉保健局HPより抜粋）

1 経緯

- 都の整備基準として、**だれでもが利用できる旨を表示した「だれでもトイレ」を1以上設けるよう規定**
- 条例制定当時（平成7年）誰でも利用できるよう、「車椅子対応トイレ」の名称を変更し、多機能トイレを整備すべきという議論があり、都独自に「だれでもトイレ」を推進

○ 便所内にそれぞれ1以上設けるよう規定した個別機能（オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッド）をだれでもトイレに集中させた整備が進み、**車椅子使用者の利用が困難となるケースや、一般トイレを利用できる人が使用するケースも発生**

○ 国は令和3年3月に『高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』を改正し、トイレの表示は、**「多機能」「多目的」など、誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示**するよう見直し

2 改正概要

トイレの各機能を真に利用が必要な人が使えるようにするため、建築物、公園、公共交通施設の各整備基準における出入口の表示について、**「だれでもが利用できる旨を表示」を「車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示」に改める。**車椅子使用者用便房、オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドを各1以上設ける規定については、現状どおりとする。

なお、規則上「車椅子使用者用便房」の名称を用いるが、当該便房の利用者は、車椅子使用者に限定されるものではなく、当該便房に設けられた個別機能を必要とする利用者等を含むものである。

■建築物の努力基準（別表第三・第四）

	新	旧
八 便 所	<p>(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとすること。</p> <p>(1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を一以上設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p>	<p>(二) (一)の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとすること。</p> <p>(1) 便所内に、次に掲げる構造のだれでもトイレを一以上設けること。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>エ 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>

②東京都「福祉のまちづくり条例」と新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」について

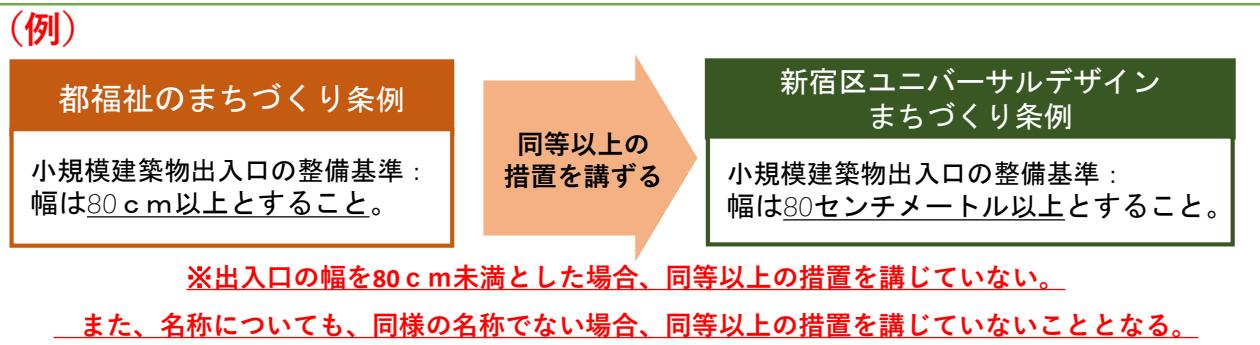
(1) 「福祉のまちづくり条例」と「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の関係性

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例は、東京都「福祉のまちづくり条例」第29条に基づき、適用除外を受けている新宿区の独自条例である。このため、東京都「福祉のまちづくり条例」と同等以上の措置を講ずる必要がある。

■福祉のまちづくり条例29条

福祉のまちづくり条例 第29条 (適用除外)
都市施設の整備について、その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるように定めている場合は、第14条(整備基準への適合努力義務)、第15条(整備基準適合証の交付)及び第2章第4節(特定都市施設の整備)の規定は、適用しない。

■同等以上の措置とは



(2) 「福祉のまちづくり条例」と「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の届出

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行後は、東京都「福祉のまちづくり条例」第29条の適用除外を受けているため、新宿区で特定都市施設の新設・改修をする場合は、東京都「福祉のまちづくり条例」の届出は免除され、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づく届出を提出する。

なお、同等以上の措置を講ずることができなかった場合、条例29条の適用除外が受けられない。

条例29条の適用除外を受けられなかった場合、新宿区で特定都市施設を新設・改修する場合は、東京都「福祉のまちづくり条例」に基づく届出、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づく届出の両方を提出することとなる。

上記(1)、(2)より、同等以上の措置を講ずる必要があるため、新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の内容は、東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則改正の内容と同様に改正する。

③新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則における改正概要

改正概要①出入口の表示方法の変更

出入口の表示について、「誰もが利用することができる旨を表示する」のではなく、便房内にある設備及び機能をピクトグラム等を活用することで利用対象者を明確にする。

改正概要②名称改正

東京都「福祉のまちづくり条例」の改正内容と同様に、規則にある「だれでもトイレ」の名称を「車椅子使用者用便房」に変更する。

(1) 表示方法の例

<改正前>



<改正後>



(2) 改正内容(抜粋)

■建築物(共同住宅等以外)等の整備基準(努力基準)

改正(案)	現行
8 便所	8 便所
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
ア 次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。	ア 次に掲げる構造のだれでもトイレを1以上設けること。
(ア) 略	(ア) 略
(イ) 略	(イ) 略
(ウ) 略	(ウ) 略
(エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。	(エ) 出入口には、誰もが利用することができる旨を表示すること。
イ 略	イ 略
ウ 略	ウ 略
エ 略	エ 略
(3)から(5)まで 略	(3)から(5)まで 略